

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を目標に掲げる国家戦略特区においては、規制・制度改革をはじめとする成長に向けた課題解決にスピード感を持ち、政府一体となって民間活力の活用による日本経済全体の生産性向上に取り組んでいく必要がある。本税制措置については、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれている。そのため、産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動拠点の形成に資する事業への投資を促す手段として、国家戦略特区における所得控除制度の延長措置を講ずる必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策5 地方創生 施策5 地方創生に関する施策の推進
	政策の達成目標	特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和4年4月1日～令和6年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	現在の10の指定区域においては、国家戦略特別区域法に基づく規制改革事項を十分に活用し、具体的事業を目に見える形で迅速に実現するよう、関係地方自治体等に強力な働きかけを行う。 その際、同法及び「国家戦略特別区域基本方針」（平成26年2月25日閣議決定）にのっとり、「新たな生活様式」への対応を図りつつ、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、経済成長を促進し加速化するための「岩盤規制の改革」を推進するとともに、大胆な規制・制度改革を一層推進する。
	政策目標の達成状況	これまでに国家戦略特区により実現した規制改革事項は、全国的措置等を含め115件となっており、永年にわたり実現できなかった規制改革を実現してきた。また、現在指定している10の区域において、合計381もの事業が、それぞれ56回、50回開催した国家戦略特別区域会議及び国家戦略特別区域諮問会議を通じ内閣総理大臣により認定され、現在、目に見える形で迅速に進展している。 国家戦略特区の税制においては、令和3年8月時点までに13法人で396億円の設備投資を実施しており、総合経済波及効果は延べ576億円、雇用誘発効果は1,682人を実現しており、我が国の経済社会の活力向上及び持続的発展に貢献している。 本税制措置においても、平成29年度にサウレテクノロジー株式会社（福岡市）で適用されている。
有効性	要望の措置の適用見込み	（適用見込件数） 令和3年度：2件 令和4年度：2件
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本税制措置については、令和3年度に2法人において税制適用が見込まれているところ、国家戦略特区内において規制の特例措置を活用して革新的な事業を行うベンチャー企業の育成を図ることにより、規制・制度改革と民間活力の活用セットで国家戦略特区制度の目標の達成が可能となる。 具体的事例として、特区内で、規制緩和により革新性の高い事業を行う法人が創業する際、規制緩和のほかに法人税の軽減があることが創業のインセンティブとなっている。また、創業した法人は、革新的な事業を行うため、創業当初から高い収益性を有することに当該税制が寄与している。このため以下のような効果が期待される。 ・特区目標の実現に向け、廃業リスクの高い先進的・革新的事業に取り組むベンチャー企業の起業を促進 ・ベンチャー企業が高度な研究開発等へ取り組むインセンティブとなり、ベンチャーキャピタル等からの投資を呼び込む
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	①特別償却又は法人税額の特別控除制度 認定区域計画に定められた特定事業の実施主体が、特区において機械等を取得した場合、特別償却又は税額控除。 ②エンジェル税制 認定区域計画に定められた特定事業を実施する一定の株式会社に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から一定額を控除。 ③土地長期譲渡所得の軽減税率の特例 認定区域計画に定められた特定事業に係る一定の公益的施設の整備事業の用に供するため、

		<p>土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得の課税の特例を適用。</p> <p>④国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置 認定区域計画に定められた国家戦略民間都市再生事業の実施主体に対し、都市再生緊急整備地域等において行われる都市再生事業の課税の特例を適用。</p>
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>「国家戦略特区支援利子補給金」を要求。 (令和3年度予算額 13百万円) (令和4年度要求額 16百万円)</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>利子補給金は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うベンチャー企業又は中小企業を支援するもの。一方、要望項目は、内閣総理大臣による認定を受けた区域計画に定められた特定事業の事業実施主体のニーズに合わせ、特区内で事業を行う設立後5年以内の法人が行う、認定区域計画に定める規制の特例措置が重要な役割を果たす革新的な事業に対して税制支援するもの。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>国家戦略特区内において規制の特例措置を活用して革新的な事業を行うベンチャー企業を育成することは、国家戦略特区制度の政策目的を達成する手段として有効である。</p> <p>特区内で、規制緩和により革新性の高い事業を行う法人が創業する際、規制緩和のほかに法人税の軽減があることが創業のインセンティブとなっている。また、創業した法人は、革新的な事業を行うため、創業当初から高い収益性を有することに当該税制が寄与している。</p> <p>また、国家戦略特区は特区内で特定事業を行う民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものである。財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税特別措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置である。</p> <p>なお、措置の対象は国家戦略特別区内の指定要件を満たす法人に限定されており、必要最小限の措置である。</p>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成30年度 認定計画に定められた事業数：1事業 適用法人数：1法人 減収額（実績）：—</p> <p>令和元年度 認定計画に定められた事業数：1事業 適用法人数：1法人 減収額（実績）：—</p> <p>令和2年度 認定計画に定められた事業数：1事業 適用法人数：1法人 減収額（実績）：—</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>① 租税特別措置法の条項：第61条及び第68条の63の2 ② 適用件数：0件、適用額：0千円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>国家戦略特区内において規制の特例措置を活用して革新的な事業を行うベンチャー企業を育成することにより、規制・制度改革と民間活力の活用のセットで国家戦略特区制度の目標の達成が可能となる。 特区内で、規制緩和により革新性の高い事業を行う法人が創業する際、規制緩和のほかに法人税の軽減があることが創業のインセンティブとなっている。また、創業した法人は、革新的な事業を行うため、創業当初から高い収益性を有することに当該税制が寄与している。平成29年度に指定を受けた1法人が令和2年度まで活用し、人的資源への投資を喚起している。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>国家戦略特別区域法の下、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進し、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点形成を促進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和3年度における適用見込件数が2件（1件財務省協議中）であり、更なる本税制措置に係る具体的案件の適用に向けて各種調整を進めているところであり、現在、特区自治体から活用案件の掘り出しを行っているところ。（活用見込み精査中） 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、我が国の経済活動の見通しは不透明であり、政策目標の達成のためには、本税制措置を延長し、起業や新規事業の創出等のスタートアップに対する支援により特区内実効税率の引き下げを図り、更なる投資を促す必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成28年度：創設 平成30年度：適用期限の延長 令和2年度：適用期限の延長</p>